

【C-NEX】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	<p>8. お客さまが本サービスで行う取引は、当社が提供している <u>CURRENEX 取引画面</u> および <u>API (※)</u> を通して取引を行います (以下、「本取引」といいます。)。取引に係る決済は、全て、以下のPB (プライムブローカー) 一行に集約され、決済される仕組みとなっています。</p> <p>※CURRENEX 取引画面およびAPIは並行利用ができません。</p>	<p>8. 当社は、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を以下の業者と行っています。</p> <p>また、当社において複数のカバー先銀行とのカバー取引は、全て、以下のPB (プライムブローカー) 一行に集約され、決済される仕組みとなっています。</p>
店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ADS 証券</u> (ADS Securities L.L.C.) 証券業/アラブ首長国連邦中央銀行 ・ <u>株式会社みずほ銀行</u> (Mizuho Bank, Ltd.) 銀行業/日本金融庁 ・ <u>ケイシージー</u> (KCG) 証券業/米国金融取引業規制機構 	<p><u>イーフェックス キャピタル エルエルシー</u> (Effex Capital, LLC) リクイディティプロバイダー：監督官庁なし</p> <p><u>株式会社みずほコーポレート銀行</u> (Mizuho Corporate Bank, Ltd.) 銀行業：日本金融庁</p> <p><u>ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー</u> (Nomura International plc) 証券業：プルーデンス規制機構および金融行為監督機構</p>
店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	<p>11. 当社は「C-NEX」において、お客さまの求めに応じて、審査の上でAPI機能 (※) を提供することがありますが、当社はAPI機能の利用の推奨は行っておらず、API機能をご利用される場合は、お客さまご自身の責任と管理、制御の下に十分注意をいただいた上でご導入・ご利用をしていただきますようお願いいたします。当社は、いかなる場合であってもお客さまのAPI機能のご導入・ご利用に関する一切の責任を負いません。また、API機能およびAPI機能を利用してC-NEX の取引を行うためにお客さまご自身でご導入・ご利用されるプログラム等については当社カスタマーサポートの対象外となり、お電話やお問い合わせフォームでのお問い合わせはお受けいたしかねますのであらかじめご了承ください。</p> <p>※API 機能とは、お客さまご自身でご導入・ご利用されるプログラム等によってC-NEX の取引を行うために必要な機能および情報等をいいます。</p>	記載なし
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて ☆口座開設について	<p>☆ <u>口座開設について</u></p> <p>当社所定の方法にて、店頭外国為替証拠金取引サービス「C-NEX」の口座開設お申し込みを受付いたします。</p> <p>お問い合わせ等は <u>YJFX!お客さまサービスセンター</u>でお受けいたします。</p> <p>店頭外国為替証拠金取引は、リスクが大きく、大きな損失を被るおそれがあります。当社で店頭外国為替証拠金取引口座を開設していただくにあたっては、原則として次の要件を満たしていただくことが必要となります。</p> <p>① 店頭外国為替証拠金取引の特徴、仕組みおよびリスク、ならびに本取引の</p>	記載なし

特徴、取引条件、仕組みおよびリスク等について、約款および本取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾していただくこと。

② 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のようになっています。

(個人のお客さまの場合)

● 当社の説明書等に基づき英語で表示された取引画面等の UI (User Interface) および一部英語表記で作成された取引マニュアル等を理解できる十分な能力を有すること。

● ご自身の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。

● 当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。

● ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。

● 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。

● 日本国内に居住する 20 歳上の行為能力を有する個人であること。

● 本約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。

● マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭外国為替証拠金取引を行わないこと、または反社会的勢力の一員でないこと。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

● お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から当社が指定する金融機関に開設することにご同意いただけること。

● 外国為替証拠金取引業者に勤務していないこと。

● その他当社が定める基準を満たしていること。

(法人のお客さまの場合)

● 当社の説明書等に基づき英語で表示された取引画面等の UI (User Interface) および一部英語表記で作成された取引マニュアル等を理解できる十分な能力を有すること。

● 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。

● 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。

- 取引担当者の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。
- 当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。
- 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。
- 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。
- 本約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。
- マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭外国為替証拠金取引を行わないこと、または反社会的勢力の一員でないこと。
 ※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。
- お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から当社が指定する金融機関に開設することにご同意いただけること。
- 金融商品取引業者でないこと。
- 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、ならびに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。
当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。
<取引担当者基準>
 - ・取引担当者は1口座につき1名。
 - ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
 - ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。
 - ・日本国内に居住する20歳上の行為能力を有する個人であること。
 - ・口座名義人である法人に籍があること。
- その他当社が定める基準を満たしていること。

注意事項

法人口座における取引は、原則、取引担当者の指示によるものとします。

1. 当社からのメール、お電話等によるご連絡も取引担当者の方に差し上げます。
2. 取引担当者と連絡が取れない場合は、口座名義人である法人代表者にご連絡させていただきます。

<p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆本人確認書類の提出</p>	<p>☆ 本人確認書類の提出</p> <p><u>平成 20 年 3 月 1 日に施行されました「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づき、当社におきましては、お客さまご本人の確認を徹底する目的で運転免許証、住民票の写し等をご提出していただいております。ご利用いただけるご本人確認書類は下記の通りです。</u></p> <p><u>(個人のお客さまの場合)</u></p> <p><u>I 口座開設および住所変更の場合 ※いずれか 1 点をご提出ください。</u></p> <p>【日本国籍のお客さま】</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 各種健康保険証（共済組合員証は健康保険証に準じます。）</u> <u>※後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証はお受けいたしかねます。</u> <u>2. 運転免許証</u> <u>3. 日本国が発行する旅券（パスポート）</u> <u>※顔写真記載ページと所持人記入欄のページが必要です。</u> <u>※2006 年 3 月 19 日以前に申請したパスポートの場合は、上記に加え外務大臣印ページも必要です。</u> <u>4. 住民基本台帳カード</u> <u>※住所、氏名、生年月日の記載があるものがが必要です。</u> <u>5. 住民票の写し</u> <u>6. 印鑑登録証明書</u> <p>【日本国籍以外のお客さま】</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>7. 在留カード</u> <u>8. 特別永住者証明書</u> <p>【ご注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>1～4 は有効期限内または現在有効なものの写しをご用意ください。</u> <u>裏面に記載がある場合（カード式の国保を除く）は、表裏両面を必ずお送りください。</u> ●<u>5、6 は作成・発行から 3 カ月以内のもの（コピー可）をご用意ください。</u> ●<u>7、8 は在留期間内または現在有効なもの（コピー可）をご用意ください。</u> <u>裏面に記載がある場合は表裏両面を必ずお送りください。</u> ●<u>本籍や国籍が記載されている本人確認書類をご送付いただく場合、本籍や国籍を黒く塗りつぶしてください。（本籍や国籍が現住所と同じ場合は塗りつぶさず、そのままお送りください。）</u> ●<u>住所変更時には、各種健康保険証の住所が手書きの場合、日本国が発行す</u> 	<p>記載なし</p>
--	---	-------------

る旅券の場合は、補完書類として公共料金領収証書等が必要となります。
●その他、当社が定める住所確認書類を提出していただく場合がございます。

II 氏名変更の場合※いずれか1点をご提出ください。

【日本国籍のお客さま】

1. 戸籍謄本（全部事項証明書）
2. 戸籍抄本（個人事項証明書）
3. 運転免許証
4. 住民票の写し

【日本国籍以外のお客さま】

5. 在留カード
6. 特別永住者証明書

【ご注意】

- 1、2は旧氏名と新氏名が確認できる作成・発行から3カ月以内のもの（コピー可）をご用意ください。
- 3は有効期限内または現在有効なものの写しをご用意ください。
旧氏名と新氏名が確認できるよう、表裏両面を必ずお送りください。
- 4は旧氏名と新氏名が確認できる作成・発行から3カ月以内のもの（コピー可）をご用意ください。
- 5、6は在留期間内または現在有効なもの（コピー可）をご用意ください。
裏面に記載がある場合は表裏両面を必ずお送りください。

（法人のお客さまの場合）

- 1.履歴事項全部証明書

【ご注意】

- 発行から3カ月以内の原本（コピー不可）をご用意ください。
- 商号、住所変更のいかんにかかわらず、本人確認の際に必要となります。

2. 代表者の本人確認書類
3. 取引担当者の本人確認書類

※代表者および取引担当者の本人確認書類は、個人のお客さまの場合と同様です。

<p>店頭外国為替 証拠金取引の 仕組みについ て</p> <p>☆API 機能に ついて</p>	<p>☆API 機能について</p> <p>(1) API 機能の利用について <u>API 機能を利用するに際して、あらかじめ当該システムを利用するために必要な全ての機器、回線、設備、ソフトウェア等はお客さまの責任においてご準備ください。当社はAPI 機能の利用の推奨は行っておらず、これらを利用する場合、お客さま自身でご導入いただく必要があります。また、API 機能の導入・利用については、お客さまの判断と責任で行っていただき、当社は一切の責任を負いませんので十分ご注意ください。</u></p> <p>(2) API 機能の提供休止または廃止について <u>C-NEX API 取引はCurrenex 社より当社がシステム提供を受け、お客さまに提供しているサービスのため、同社および当社がC-NEX API 取引またはAPI 機能の提供を休止または廃止した場合は、API 機能はご利用いただけなくなりますのでご注意ください。</u></p> <p>(3) API 機能を利用した取引について <u>API 機能を利用した取引は、お客さまのパソコンの環境やプログラム等によって正常に約定しない場合がありますのでご注意ください。その場合、お客さまの意図した注文が約定せず、お客さまに損失が発生するおそれがあります。また、いかなる場合も、約定後に注文を取り消すことはできませんので、十分にご注意ください。API 機能を通じた注文は、発注され、注文として当社システムが認識した注文のみを記録いたします。API 機能の利用およびAPI 機能を利用してC-NEX API 取引を行うためのプログラム等の内容変更等は全てお客さまの自己責任において行ってください。</u></p> <p>(4) 約定取消等の措置について <u>「C-NEX API」取引に際しお客さまがAPI 機能を利用する場合、お客さまがAPI 機能を利用してC-NEX API 取引を行うためにご自身で導入されたプログラム等の内容によっては、当社またはそのカバー先が運営管理するサーバー等の機器に対して過剰な負荷ならびに障害を与え、他のお客さまにおいて、機器の不調ならびに緊急停止等による取引不能、約定確認遅延、注文発注・確認・取消・訂正等の不能および遅延、ならびに予期せぬ約定等に伴う損失等が発生する可能性があります。その場合、当社は当該プログラム等によって約定されたお客さまの取引の収益の変更および約定取消等を行うことができるものとします。また、当社は事前通告なく当該プログラム等をご利用のお客さまの取引およびC-NEX API 取引システムへのログインの停止を行うことができるものとします。</u></p>	<p>記載なし</p>
---	--	-------------

	<p>(5) API 口座のレートについて <u>API 口座の取引レートにつきましては、API 機能を通じた取引という特性上、通常の C-NEX 口座とレートが異なる場合があることをご了承の上、API 機能をご利用ください。</u></p> <p>(6) システムトレードについて <u>お客さまが API 機能を利用して C-NEX API 取引を行うためにご自身で導入されたプログラム等によりシステムトレードを行う場合、API 機能や当該プログラム等の欠陥や誤作動等によりお客さまに不測の損害が生じる可能性があります。このような損害について、当社は一切の責任を負いません。また、短期的で自動的に大量の取引が可能となることから、システムトレードを行わない場合と比較してお客さまに発生するリスクがより大きくなるおそれがあります。</u></p> <p>(7) API 機能の知的財産権の取り扱いおよび開示等の制限について <u>お客さまは、API 機能の利用を除き、API 機能に関するいかなる知的財産権も有しません。また、お客さまは、API 機能をお客さま以外の第三者に対して、一切開示、提供、譲渡等し、または利用等させることができません。</u></p>	
<p>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて</p> <p>(9) 取引終了の事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>API機能の利用により、指標発表等の流動性の薄いタイミング等において、大量の注文を過度に繰り返す、本システムの脆弱性を突くような取引を多頻度で繰り返す等、当社のカバー取引の継続に影響を与えた場合。</u> ・ <u>API機能の利用により、当社またはそのカバー先が管理するサーバー等の機器に対して過剰な負荷および障害を与えたことに伴い、当社からお客さまに対し要請した事項が順守もしくは同意されず、または当該要請のための連絡等が行えない場合。</u> ・ <u>その他、API 機能の利用により、当社またはそのカバー先に損害を与えまたは与えるおそれがある場合。</u> 	<p>記載なし</p>
<p>当社の概要について</p> <p>11 行っている業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業（インターネットを介した店頭による外国為替証拠金取引業）</u> ・ <u>金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業（インターネットを介した取引所における外国為替証拠金取引業）</u> ・ <u>金融商品取引法に基づく投資助言業</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業（インターネットを介した店頭および取引所外国為替証拠金取引業）</u>